

平成 30 年度社会福祉法人潤沢会事業計画

- 1) 自立訓練（生活訓練）事業所 ワークステーション湯田・沢内
- 2) 就労継続支援（B型）事業所 ワークステーション湯田・沢内
- 3) 生活介護事業所 ワークステーション湯田・沢内
- 4) 共同生活援助事業所 湯川ハウス・笑く和くハウス
- 5) 短期入所事業所 笑く和くハウス・微助人の家
- 6) 特定・障害児相談支援事業所 ワークステーション湯田・沢内
- 7) 地域活動支援センター ワークステーション湯田・沢内

1. 基本方針

- (1) 障がいを持っていても地域で安心して生活出来る条件づくりと西和賀を元気にする活動を展開する。
- (2) すべての人の誇りと個人の尊厳と意思を尊重する。
- (3) 多様化した地域の福祉ニーズに対応したサービスの見直しと医療・福祉・教育との連携を深め地域福祉に寄与する。
- (4) 障がい者の高齢化、障がいの重度化、多様化に対応していく。
- (5) 「元気・福祉プラザ（仮称）」の事業開始元年として、さまざまな事業を展開し継続的な地域活動センターとする。
- (6) 将来のビジョンを持ち意欲あふれる施設づくりを行う。
- (7) グループホームスタッフを含めたすべての職員の資質向上を図る。
- (8) リスクマネジメントの推進。
- (9) 各種マニュアルの整備。
- (10) 共生型サービスの検討。

2. 重点目標

- (1) 安心できる生活と西和賀町を元気に
日中の活動、居場所づくり、生活の拠点であるグループホームを含めた居住環境の整備、地域での相談体制づくりを充実していく。
- (2) 人権擁護の推進
 - ・ 権利擁護の研修
 - ・ 暴言や暴力など虐待が起きない職場環境
 - ・ 苦情処理、第三者委員体制の整備
- (3) 多様化した地域の福祉ニーズ
 - ・ 高齢者施設など福祉・医療・教育機関との連携を密にし地域福祉の一翼を担う
 - ・ グループホーム毎に地域との懇談会を開催する
 - ・ 高校生や大学生のための学びの場の提供
 - ・ 高齢者世帯へのスノーバスターズ隊派遣
- (4) 障がい者の高齢化、重度化、多様化
 - ・ 利用者一人一人のニーズ把握やそれに適した対応を学び実践する

- ・対応のために研修会や実習を実施する
- (5) 元気・福祉プラザ（仮称）
 - ・初年度事業の推進
 - ・継続出来るプログラムを増やしていく
- (6) 将来のビジョン作り
 - ・法人と現場との議論を深めていく中で策定する
 - ・意欲、探究、実践出来る職員体制構築のための研修等の実施
- (7) 職員の資質向上
 - ・GHスタッフ向け研修、実習の実施
 - ・職員個別目標設定
- (8) リスクマネジメント
 - ・リスクマネジメント研修の実施
 - ・リスクマネジメント委員会の設置
 - ・各事業所毎、及びグループホーム毎の防災・防犯マニュアル整備
- (9) 各種マニュアルの整備
 - ・各事業所業務マニュアル
 - ・各グループホームマニュアル
- (10) 共生型サービスの検討
 - 共生型サービスの導入に向けて町との協議を進める

3. 各事業所の事業内容

(1) 自立訓練（生活訓練）事業所

【 課題 】

- ・利用者は高齢化していて身体的機能（足腰）も低下がみられる。
- ・通院や服薬管理が難しくなっている。
- ・利用者のトラブルが多くなっている。

【 重点目標 】

- ・健康状態（病気やケガ）を把握し、元気に暮らせるよう支援する。
- ・日常生活で自立した生活が出来るよう支援する。

① 利用者定員 13人

② サービス内容

- 1) 生活の場として、地域社会の中で自立した生活を営むことができるように、日常生活の援助や自立のための支援を行う。（整容・掃除・整理整頓・買物支援等）
- 2) 日常の健康状態を把握し、利用者自らの健康管理を促すために助言を行う。また、医療機関や家庭との連携を図り、病気の予防や回復に努める。（健康相談・軽運動・マシンの活用・服薬管理）
- 3) 受託作業や軽作業を通して、利用者個々の能力及び身体機能の維持向上を図っていく。（受託作業・喫茶作業・マシンの活用・服薬管理）
- 4) 趣味活動や余暇活動を提供するとともに、潤いやハリのある生活が送れるように支援する。（歌・踊り・ハンドベル・レクリエーション・季節ごとのお出掛け等）

③ 利用者の状況（現状）

- 1) 利用者は高齢化しており、足腰等に身体機能の低下がみられる。
- 2) 病院や服薬に対する依存が高く、特に服薬管理には課題が多くなっている。リハビリ担当者、看護師、薬剤師、歯科衛生士との連携や共同活動が必要になっている。
- 3) 本人の気分、他人との感情のトラブルで直ぐ仕事から離れたり休んだりする利用者もいる。地域で自立した生活をするため、最低限のルールやマナーを守っていく支援（計画）を心がける必要がある。
- 4) 通院、買物、用足しなどの支援が必要な人が出てきている。

④ 具体的な毎日の作業

1) 受託作業（主なもの）

- ・弁当の組み立て、箸の袋入れ、V取り等 ～ (有)ヤマニ
- ・ウレタン除去作業 ～ とばせ園
- ・西和賀町広報紙発送作業 ～ 西和賀産業公社
- ・封筒に資料を入れ発送する作業 ～ (公財) 勇美記念財団
- ・バネへのアルミキャップ取り付け作業 ～ 東北日発㈱
- ・工場に出向き箱づくり作業 ～ 湯田牛乳公社

2) 趣味活動等

- ・レクリエーション・季節ごとの外出
- ・軽運動（施設のマシン活用）
- ・西和賀町出前講座を活用した軽スポーツ・レクリエーションなど
- ・ハンドベル・踊り など
- ・編物・縫い物など

（２）就労継続支援（Ｂ型）事業所

【 重点目標 】

- ・他部門との連携による６次産業化
- ・利用者のニーズ多様化と高齢化への対応

【 農業部門の課題 】

- ・９時半から１５時半の作業では、一番気温があがる時間帯。市場出荷を考えても朝一番になるため、農業に取り組むには適さない時間帯である。
- ・利用者の高齢化・重度化により、１３０aの田畑をやっていくことが難しくなっている。
- ・農作業は年１回、その時期の作業に取り組む場合が多い。そのため、毎年異なる作物を何種類もやることは利用者にとって技術の習得につながりにくい。
- ・利用者の中には障がいの特性上、前もった予定、計画があることによって安定する人もいる。天気や生育状況に左右される農業では、つらい人もいる。
- ・畠山アドバイザーより
収穫物の保管等の場所が無く、無駄にしている物が多い。また、加工場も休止中、給食や弁当とうまく連携できていないため、活用されていない。お盆等の長期休みや、田んぼの水管理の時期は、担当が時間外ボランティアで対応している。
- ・農作業に関係なく行事などが入り、作業できないことが多い。

【加工部門の課題】

- ・ もともと 15 年経過し、長期間稼動していない加工場でもあり、再稼動するにはそれなりのメンテナンスが必要。

【就労全体の課題】

- ・ 作業室が無い（一年中車庫か消防法では認められていない会議室）。
- ・ 弁当、病院カフェ、農業、加工、受託作業と部門が多く、そのほとんどが限られた利用者の担当となっている（独立事業準備のため）。
- ・ 利用者のニーズ多様化と高齢化。

① 利用者定員 15 人

② サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち、通常の事業所に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態、その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき行われる、生産活動、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行なう。

③ 具体的活動

1) 農業部門

地域特性を生かした仕事づくりの具現化の一つが農業部門である。変化する農業情勢の中で、市場へ販売する農作物の生産だけでなく、利用者の現状に合った農業のあり方を考えていく、つまり、農産加工、ふるさと宅急便の発送品目に連動する「6次化」の推進である。

平成 30 年度作付計画（主なもの）

- ・ 水稻栽培（ウルチ、モチ）
- ・ ブルーベリー（ジャム用に）
- ・ 桑（桑茶用に）
- ・ じゃがいも、里芋（販売、ふるさと宅急便）
- ・ 大豆（枝豆、きな粉、味噌、凍豆腐等 ～ ふるさと宅急便）
- ・ 大根（西和賀産業公社への販売）
- ・ 葉野菜（給食、弁当、ふるさと宅急便）・・・小規模

2) 農産加工部門

農業部門で生産したものに付加価値を付ける重要な役割を果たす。自主製品のみならず、地域の農産加工団体や個人（シルバー人材センター活用等）と連携し多彩な製品づくりに取り組んでいく。

- ・ 自主製品 味噌、ジャム、切干大根、精粉等
- ・ 地域連携による新商品の共同開発

3) 「ワークステーション湯田・沢内」が農業、農産加工に取り組む意味

- a. ワークステーション湯田・沢内は通所の障がい者施設で、障がい者が働くことを通して訓練し、自立を図っている。
- b. その仕事として、地域特性を生かした農業やその生産物に付加価値を付ける農産加工に取り組んでいる。

- c. 農村地域は農業に取り組む人が少なくなり、農地が荒れてきている。農村は農地が荒れると元気がなくなる。障がい者の農業に取り組む「力」が、西和賀町に活力を与えることになる。
 - d. 農産生産物、農産加工品は「ふるさと宅急便」や「ふるさと納税返礼品」として使われ、都市と農村の交流を促進している。障がいのある方も、都市と農村の交流の担い手になれること、つまり障がい者が核になる「福祉でまち起こし」が実践される。
 - e. 農産生産物、農産加工品を活用した「弁当づくり」に平成 23 年度から本格的に取り組んでいる。更に町内小中学校給食のパンも作っており地域の子ども、高齢者、障がい者の「食」を支える一助にもなっている。
- 4) ふるさと納税返礼品作業の受託
- 西和賀町への寄付金「ふるさと納税」返礼品（例：銀河高原ビール）の箱詰め、発送作業を受託する。また、今年度開設予定の微助人の家 2 階、「元気・福祉プラザ（仮称）」を拠点とし、地域と連携し新たな返礼品を作り、町起こし事業の一端を担っていく。
- 5) ふるさと宅急便、ふるさと交流会
- a. ふるさと宅急便
- 西和賀町の味と情報を年 4 回（年会費 20,000 円）首都圏を中心に全国へ発送。約 230 名の会員へ、西和賀の四季（6 月・9 月・12 月・2 月）を感じられるメニューになっている。また、施設の農産物・農産加工品だけでなく、地域の特産品を障がい者施設が紹介・販売し、地域活性化の一つとして担うことも目的としている。
- b. 花宅急便
- 西和賀の冷涼な気候を生かした花（リンドウ・カサブランカ等）には根強い人気がある。それをお中元、お歳暮、誕生日プレゼント等に活用していたっている。花栽培農家と契約している。
- c. ふるさと交流会
- 西和賀町を心のふるさとにする都市住民、都内の障がい者、西和賀町出身者と西和賀町に暮らす障がい者との交流を図る中から、都市と農村の共存のあり方を考え、更に障がいを持っている人でも地域起こしの主体となれることを実感し、福祉でまち起こし」を全国発信していこうとするものです。
- 6) 学校給食のパン製造
- 町内の小中学校の給食パン製造をしている。
- 7) 西和賀町配食サービス事業（町委託事業）
- 平成 23 年度より町の委託事業として、高齢者・障がい者用の宅配弁当を実施している（365 日・1 日 2 食）。最近では、老人クラブの行事、いきいきサロン（ミニディサービス）、婦人会や各種行事の昼食等にも活用されている。
- 8) 西和賀高校への昼食提供事業
- 希望者に副食提供をし、地元高校の魅力化の一端を担う。
- 9) 病院カフェ・売店
- 町立西和賀さわうち病院内のカフェ・売店の営業。過疎・高齢化により、買い

物難民が増加している。入院患者に必要な物を揃えるだけでなく、外来患者の生活ニーズにも応えていく。また、カフェが地域住民の集いの場になるような環境を作っていく。

- 10) 過疎高齢化が進む地域の障がい者施設は、特に地域福祉の視点が必要障がい者が地域で生活するためには、地域が存続すること、地域の特性を生かすこと、地域を元気づけることが求められる。

(3) 生活介護事業所

【 課題 】

利用者の年齢差、障がいの重度などでかなりばらつきがあり、みんな一緒の行動は難しい。一人一人の活動計画を立てなければならないが、

- ・職員間の連携不足と支援の統一に課題がある。
- ・趣味活動の幅の狭さ、硬直化。
- ・高齢化、障がいの重度化で病気や怪我をする利用者が増えてきた。

【 重点目標 】

上記の課題を基に

- ・一人一人の希望を聞き、その人の課題等を含め活動計画を立て、楽しく充実した生活を過ごせるようにする。
- ・箸の袋入れ、弁当箱づくり等の受託作業や自分の名前を書く等、今ある機能を落さないように作業支援、絵画等の制作、運動、調理等幅広い活動の提供に努める。
- ・一人一人の声に耳を傾け、利用者の希望や悩み等を聞き、問題の解決や生活が充実したものとなるよう努める。
- ・食事、服薬、移動等の確認、見守りをし健康で安全な環境を提供する。
- ・病院等医療機関等との連携を取りながら、健康チェックや様子観察等を行い、病気の早期発見に努める。
- ・研修等を通して、スタッフの質的向上を図る。

① 利用者定員 12人

② サービス内容

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動的又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。また、障がい者の高齢化、障害の重度化に対応するために、個別支援を充実させながら過ごせるよう支援する。

③ 具体的活動

1) 個別支援

- a. 一人ひとりの希望を聞き、その人の課題等を含め、活動計画を立て、楽しく充実した生活を過ごせるようにする。
- b. 箸の袋入れ、弁当箱づくり等の受託作業や自分の名前を書く等、今ある機能を

落とさないように、作業支援、絵画等の制作、運動、調理等幅広い活動の提供に努める。

c. 一人ひとりの声に耳を傾け、利用者の希望や悩み等を聞き、問題の解決や生活が充実したものになるように努める。

- ・受託作業（箸の袋入れ、弁当箱の仕切り入れ、広報の袋入れ等）
- ・名前や住所等を書く練習
- ・トレーニングマシンや散歩、体操等の運動
- ・塗り絵、絵画、貼り絵、写真撮影等の制作
- ・書道
- ・ハンドベル、カラオケ等楽しめる音楽活動
- ・踊り
- ・DVD鑑賞等

2) 生活介護

a. 病院等医療医機関と連携を取りながら、健康チェックを行い、病気等の早期発見に努める。

b. 足浴、入浴、排せつ等の介護を行い、清潔で気持ちよく過ごせるように支援する。

c. 食事、服薬、移動等の確認、見守りをし、健康で安全な環境を提供する。

- ・血圧測定
- ・様子観察
- ・足浴支援
- ・入浴支援
- ・排せつ介助・見守り
- ・食事介助・見守り
- ・服薬支援・見守り
- ・移動支援・見守り等

3) 行事

a. 様々な障がいがある利用者が協力して、楽しく過ごすことの一つとして、月1回程度調理実習を笑く和くハウスにて行う。メニューは利用者の意見を聞いて、決定する。

b. お花見

c. 随時、ドライブ等を実施。少人数のグループを作り、外に出掛け、楽しみ、気分転換を図る機会を作る。

4) 外部との関わり

a. さわうち病院の展示、町内の展示スペース等に絵画や貼り絵等制作したものを展示し、地域の人たちに知ってもらうことで、利用者がやりがいを感じ、楽しんで制作できるようにする。

b. 町外への展示会を調べ、計画を立てる。出品することで、制作意欲を高められるようにする。

c. 外部講師をお願いし、制作活動の幅を広げ、またいろいろな人との関わりを持つ機会を設ける。

5) 月間計画

- 4月 病院展示制作、年度初めの抱負書き、散歩・マシン、調理実習、お花見等
- 5月 病院展示制作、散歩・マシン、調理実習、ドライブ等
- 6月 病院展示制作、七夕飾り準備、散歩・マシン、調理実習等
- 7月 病院展示制作、散歩・マシン、調理実習等
- 8月 病院展示制作（展示会出品準備も兼ねる）、散歩・マシン、調理実習等
- 9月 病院展示制作、（展示会出品準備も兼ねる）、散歩・マシン、調理実習、ドライブ等
- 10月 病院展示制作（展示会出品準備も兼ねる）、散歩・マシン、調理実習等
- 11月 病院展示制作（町の文化祭出品・町外展示会あれば）、散歩・マシン、調理実習等
- 12月 病院展示制作、ワーククリスマス会展示準備、マシン、体操等
- 1月 病院展示制作、新年の抱負書き、マシン、体操等
- 2月 病院展示制作、マシン、体操、お菓子作り（ワーク）等
- 3月 病院展示制作、マシン、体操等

（４）共同生活援助事業所（グループホーム）

【 課題 】

- ・見守り中心の支援から、入居者の高齢化に伴い、ＡＤＬ（日常生活動作）に関わる支援の必要が増えている。加えて、知的障害の利用者が認知症の症状を呈してきていることもあり、介護・支援が複雑化している。
- ・障がいに加えて、複数の疾病を抱えている利用者も多い。介護、医療的介護等などの質、量が数年前に比較し増加している。休日や夜間、職員一人では対応できるか不安も大きい。
- ・上記に加えて、経験の浅い職員にとっては、意欲はあるものの、障害に対する理解が不十分であることが支援を難しくしている。また、以前にはあまり必要でなかった介護技術が要求されるようになり、戸惑いも大きい。

【 重点目標 】

- ・生活の場として、個々の自由で安心した暮らしが出来るよう努める。グループホームは生活の場であり、教育や訓練の場ではない。個々の望みにあった自由で穏やかな暮らしが出来るよう制約的管理的支援に陥らないようにする。
- ・障がいに対する理解を深める。個人の限られた経験や思い込みに偏らない支援をするため、施設に限らず公的機関や医療機関で開催される研修に積極的に参加する。グループホームのスタッフ全員が研修できる機会は限られている。日々の支援の中で課題、問題を共有し、利用出来る情報等を有効活用し障がいの理解に努める。
- ・情報を共有し、統一された意思のもとで、みんなの利用者の生活をみていく。障がい者支援の経験や人生経験、介護スキル、家事スキルなど支援者にはそれぞれ強みと弱みがある。それぞれの強みが活かされ弱味が補完されるようにする。また（緊急時以外）個人の判断で即時的な対応に終始しないように職員間の伝達を密にし、一貫した方向性で支援する。

① 利用者定員 22人

1) 湯川ハウス 16人

～ 湯川ハウス（7人）、湯本ハウス（3人）、微助人の家（6人）

2) 笑く和くハウス 6人

② 利用者支援

- 1) 利用者の自立を目指し、地域において共同して日常生活が営めるように、食事、入浴、排泄等の支援や、相談その他の日常生活の援助を行う。
- 2) 日中活動の事業所や職場との連絡調整、及び家族との連携を図り、利用者の総合的な支援ができるようにする。
- 3) 地域の保健、医療、福祉のサービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4) 利用者の障害特性や、個々のニーズと目標に沿った援助を行う。
- 5) 虐待防止、権利擁護に努め利用者に寄り添った意思決定支援を行う。
- 6) 消火訓練、避難訓練を行うとともに、夜間緊急時の対応方法の検討と実施を行う。

③ 具体的な支援

- 1) 利用者の高齢化に伴い障害が重度化し、病気も多様化している。認知症（と思われる症状）と障害の混在化も支援の難しさになっている。様子観察を行い医療との連携を図り、適切な支援を行えるようにする。入院し、受けるべき医療的治療は終了または不要ではあるものの、極めて介護度が高かったり、特別食が必要であったり、継続的な個別の見守りが必要な利用者が増えてる。透析の必要な人の食事や体調管理、嚥下困難な利用者には、刻み食やとろみ食対応など個々のニーズにそった支援をする。夜間の見守りが必要な利用者など支援する側の負担はますます大きくなっている。場合によっては、日中グループホームで静養しなければならないことも課題となる。なるべく早めの対応で重症化を防いでいく。通院入院は原則家族対応となり意思決定も家族に委ねられているが、家族は普段一緒に生活していないため、医療に必要な利用者の生活情報は、施設及びグループホームが提供することが多い。
- 2) 日中活動にかかる事業所等の関係機関と連絡をとり、スタッフ同士で情報を共有して、一日全体を通して利用者を見られるようにする。ワークでの行事や、作業のつまずき、対人関係のトラブルなど、日中活動でいつもとは違う過ごし方をすると、ホームに帰ってから不調を訴えることが多い。不満や不安を事実にして話をすることが難しい利用者は、別の欲求となって現れることも多い。真の不安の原因が何であるかを知るためには、日中活動の変化を知ったうえで、本人の話を聞くことが理解につながる。体調の変化や、特に精神障害の利用者の、病状悪化の前兆とみられる不穏な言動（着衣や化粧の変化、感情の大きな起伏、被害妄想、幻聴）などは、情報を共有していれば、支援する側の心の準備もでき、言葉のかけ方などの配慮も事前にできる。
- 3) 利用者スタッフとのコミュニケーションを大切に、信頼関係を築く。心のケアを念頭におき、利用者が安心して楽しく過ごせるようにする。グループホームは「居心地の良い家庭のような空間」であることが理想と言われている。非訓練的、非支配的でなければいけないが、その中では、自分のできることは自分で行い、家族に

それぞれの役割があるように、利用者同士でも助けたり助けられたり、許したり許されたりの関係が築けるようにしていく。また、30代の利用者も4人いる中で休日の暮らし方など、行動範囲も広がりをもてるようにしていきたい。若者に限らず、外にお酒を飲みに行く、買い物をする、家族を訪ねる、等等、グループホームは原則として利用者の行動を制限しない。利用者が希望に沿って外の社会とのつながりを持とうとするとき、守るべきことを守れば、自由の範囲が広がることを伝えていく。普段の話し合いから何を望んでいるのか、不安要因は何なのか、どのようなプロセスを踏めばよいのか、今できるのか、いつがふさわしいのかなどを見極めなければならない。

- 4) 地域の自治会活動や、地域主催の行事への参加、防災協力などを通して利用者が地域住民の一人として生活できる環境を整える。地域住民の一人として、利用者の「人となり」を知ってもらうことは、緊急時の対応や、防災の面からも重要である。避難訓練等の共同実施等、災害発生時の地域連携は必須であり、その前提条件として「普段付き合い」が重要になる。グループホームは小規模、小機能であるがゆえにすべての支援を自らまかなうことは不可能だ。グループホームの外に出た時に、あいさつを交わせる、声をかけてもらえる、危険でないか、安全か、と心にかけて見守ってもらえることが利用者を守ることになる。また、家族以外、施設以外の人にも「可愛がられる、愛される」ようになれば、困っているような時に、「手伝おう、助けよう。」との気持ちをもってもらえる。（「顔なじみの店、行きつけの床屋、」等々。）
- 5) 保護者とのつながりを持ち、関係を大切にする。グループホームを定期的に、あるいは頻繁に訪れる家族もいるが、遠方であったり家族が高齢であったりで、なかなか訪れる機会のない保護者も少なくない。グループホームからの連絡が、通院、入院、問題行動に関する事柄だけでは、保護者が安心できない。普段の有りのままの生活状況を知って頂くことが大切で、そのうえで信頼関係を保てるようにする。
- 6) グループホーム利用者の自立、自治を高める。グループホーム利用者による自発的な活動、生活を目指して、グループホーム毎の行事計画を利用者のイニシアティブのもと作成し実施する。具体的な行事は、
 - ・ グループホーム毎に利用者、保護者、職員合同の外出行事
 - ・ 〃 に地域行事への積極的な参加
 - ・ 〃 に利用者の行事
 - ・ 〃 に利用者によるルールづくり

（５）短期入所事業（ショートステイ）

① 利用者定員 4人

- 1) 笑く和くハウス 2人
- 2) 微助人の家 2人

② 緊急時の対応、家族の休養、グループホームでの生活を想定した体験等のために利用を促進していく。

(6) 特定・障害児相談支援事業所

【 課題 】

- ① サービス等利用計画の作成で、担当者会議がきちんと行われていない。
- ② 障がいサービス利用から介護保険サービス利用への移行時期の見極め判断、実施に至るまでの経緯が直接処遇は理解され難いようだ。
- ③ 平成 29 年度の相談の傾向
 - ・ 就労について
 - ・ 生活費について
 - ・ 福祉サービスの利用について
 - ・ 家族の高齢化によりこれまでの生活が継続できず、当事者の今後の生活について
 - ・ 障がいサービス利用から介護保険サービス利用への移行、併用について
 - ・ 町外から西和賀町での障害サービスの利用について
- ④ 在宅者茶話会が実施できずにいる。また、実施方法（内容）の難しさ。
- ⑤ サービス等利用計画の作成、モニタリング、町への委託費の請求に追われている。
- ⑥ スタッフが 1.5 人と配置になっている。

【 重点目標 】

- ① 基本相談を充実し、スピーディーな対応に努める。
- ② 障害福祉サービスを利用することにより、より良い生活が営めるように当事者関係者の意向を反映したサービス等利用計画の作成を行う。

【 年間計画 】

4 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
5 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	在宅者茶話会
6 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
7 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
8 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	在宅者茶話会
9 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
10 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
11 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	在宅者茶話会
12 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
1 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	
2 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	在宅者茶話会
3 月	基本相談	サービス等利用計画の作成、モニタリング	

【 スタッフ構成 】

- ① 確実に勤務できる 1.5～2 人にしていきたい。
- ② 訪問は、2 人体制で行いたい。

(7) 地域活動支援センター

【 課題 】

平成 28 年 6 月にスタートした。地域で暮らす障がい者の社会参加の場の提供が、目的のひとつとなっているものの、現状はワークステーション湯田・沢内の通所者が利用の大半を占めている。関係機関の協力を得、地域で暮らす障がい者や家族等へ活動の周知を図

り、利用者の広がりを持たせていく必要がある。

① 事業内容

地域で生活している障がいのある方々の余暇支援の一環として、創作活動やスポーツ等交流の機会を提供し、社会参加の場としていく。

② 利用定員 20人

③ 開設日 毎月第2・第4日曜日 9時から15時まで

4. 利用者支援

(1) 営業日

① 営業日を原則月曜日から金曜日と、毎月第1・第3土曜日

② 休業日は原則毎月第1・第3以外の土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始、お盆期間中とする。

(2) 職員の勤務時間

4月1日 ～ 5月13日 8時30分から17時15分

5月14日 ～ 11月4日 8時15分から17時00分

11月6日 ～ 3月31日 8時30分から17時15分

(3) 給食事業の実施

通所事業の食事提供は任意となっているが当面給食事業を実施する。栄養のバランス、通所者の身体状況に配慮すると共に、季節感、地域食も考えながら楽しい食事を心がけていく。厨房については特に衛生面に注意し、不潔にならないようにする。

① 献立

- ・幅広い年齢層、嗜好にも対応する。(曜日や季節、行事等にも配慮する)
- ・ワーク農園、季節の食材も利用する。
- ・利用者の大部分は肥満気味であることから、ヘルシーでバランスの良い献立にする。

② 食材の発注

業者からの配達してもらうためには、1週間前～2日前まで発注書の提出が求められる。緊急時や利用人数増には買い出しが必要。

③ 食事づくり

喫茶も含め、2人体制を原則とする。利用者の厨房入りは、感染症等を配慮し特段の配慮をする。

④ 喫茶

食事、コーヒー等を外部の人達に提供する。利用者の喫茶当番を指導する。

⑤ 行事食

年間行事を設定して行なう。

(4) 環境整備

施設内外の美化と室内の温度管理、換気、通気に配慮する。感染症対応のため常に施設内、車両等の消毒を継続して行う。花壇づくりも行なう。

(5) 健康管理

【 課題 】

- ① 利用者の年齢が10代～80代と開きがある。年代に合わせた生活習慣病等健康管理のあり方。
- ② 障がいサービス利用から介護保険サービス利用の移行期の見極め。
(介護保険はサービス利用料の自己負担が1割となる)
- ③ 障害の種別、疾病に応じての相談、情報提供体制が必要。
学習する場合 ～ 難病・精神・知的・身体・その他に加え認知症

【 重点目標 】

利用者の高齢化、障がいの疾病の多様化及び重度化にともない、健康状態を的確に把握し、病気の早期発見及び予防に努める。また、保健医療機関との連携を図り、障がいを持った人のがん検診の受け方を検討していく。利用者、保護者の高齢化に伴い、今まで以上に事業所内及び関係機関と情報交換をし、心身の状態の重度化予防に努めていく。

【 年間計画 】

- ① 健康チェック及び健康相談
 - ・健康チェック ～ 必要に応じて 生活習慣病予防へのアドバイス
 - ・健康相談 ～ 月1回
担当：奇数月～西和賀町保健師 偶数月～ワークステーション湯田・沢内
 - ・健康診断 ～ 年1回 予防医学協会依頼
- ② 集団発生の予防 ～ ノロウィルス・インフルエンザ等
手洗い、うがいの励行
インフルエンザ予防接種・料金一部助成有

月	内 容
4月	健康相談（ワーク）
5月	健康相談（町）
6月	健康相談（ワーク）
7月	健康相談（町）
8月	健康相談（ワーク）
9月	健康相談（町） 健康診断
10月	健康相談（ワーク）
11月	健康相談（町） インフルエンザ予防接種
12月	健康相談（ワーク）
1月	健康相談（町）
2月	健康相談（ワーク）
3月	健康相談（町）

- ③ 体力、機能の低下防止
 - ・マシンの活用
 - ・散歩、指先下肢の運動等

④ 水虫の再発防止

経過観察のため、週 1 回足浴を実施する。必要に応じて、家族、グループホームとの連携をとり治療に結びつける。

⑤ 必要に応じての各処遇、手当の実施

⑥ 服薬管理

⑦ 必要時通院同行

(6) 防災・防犯

① 防災

- ・総合防災訓練（消防署立会い）
- ・6月 ～ 大地震発生を想定
- ・10月 ～ 施設内で発生した火災を想定
- ・防災教育研修会 ～ 消防署の協力のもと利用者、職員全員を対象にDVD等を利用した研修

② 防犯

防犯対策検討委員会を立ち上げる

- 内容 ～ 当施設における防犯対策を検討し、職員会議に提出
- 設備 ～ 刺叉の購入
- 対応 ～ 職員とわかるように身分証を身につける
来訪者に来訪者証を身につけるよう依頼する

(7) 地域との共同事業

地域とともに歩む施設として、施設機能を地域に開放するとともに、地域の機能を施設に役立てていく。

① 祭り、文化事業等

- ・収穫祭（10月）
- ・クリスマス会（12月）
- ・新年交賀会（1月）
- ・コンサート、講演会等

② 地域交流ホール及びおもちゃ図書館の活用

- ・地域交流ホール → 地域への貸し出し
- ・おもちゃ図書館 → 保育園や幼稚園を含む地域団体への提供

③ 障がい者の地域生活支援体制の拡充

- ・精神障がい者のワーク利用事業（利用契約を結んでいい人を対象にする）。
- ・地域で生活する障がい者への相談事業（地域生活支援センターを将来確立する）。
- ・休日支援の行事には、岩手県立大学学生ボランティアセンターからも参加する。

④ 地域高齢者への支援活動

- ・スノーバスターズ活動（冬季）
- ・照明器具やガラス窓みがき活動（お盆前）

⑤ 中学、高校と連携する福祉教育、ボランティア学習活動

- ・障がい者施設がボランティアの受け手だけでなく、ボランティアを育成していく

役割も担っていく。

⑥ ボランティア活動の場提供

- ・障がい者が地域で生活する方向が本格的に始まる。そのためには障がい者、地域住民の相互理解が必要となってくる。施設がボランティア活動の場を提供することにより障がい者理解を深めていただく。

(8) 職員の研究活動、研修及び利用者研修

【 課題 】

- ① 平成 29 年度年間計画を立てたが、研修内容、講師等手配遅れ。
- ② 参加率が低い。
- ③ 他施設見学の意向もあるが、見学だけでいいのか・・・と疑問もある。何を参考にしたのかという具体的なものを持っていれば、意見交換会をして参考にできると考える。
- ④ 研修の成果が感じとれない。研修後、その内容が話題となることもなく、実施されることもなく、これまで通りの考え方や流れになっているのではないか。
- ⑤ 職員が仕事をしていくうえで、何を学びたいのか、何を得たいのか意見がほしい。

【 重点目標 】

- ① 意欲的が持てるような研修の実施
- ② 課題に対し、道辻をつけられるような研修
- ③ 制度を知り、見通しを付け、実践の場で活かせる研修

【 利用者研修 】

- ① 安心できる暮らしをめざし
- ② 心豊かな人生を送れるように
- ③ 地域の一員であるために

【 主な予定 】

- ① 各事業所で課題解決に向けた研修 (6～9 月)
- ② 人権研修 (11 月)
- ③ 接遇研修 (2 月)
- ④ 介護実習研修 (年 2 回程度)
- ⑤ 職場環境改善研修 (5 月)

5. 元気・福祉プラザ（仮称） ＜微助人の家 2F＞

(1) 趣旨

障がい者という枠だけで捉えるのではなく、高齢者も含めた西和賀町民すべての健康と元気のステーションとして、微助人の家 2F「元気・福祉プラザ（仮称）」を展開し、高齢者になっても西和賀町で暮らしたい、その一助となる。

(2) 実施内容

- ・就労継続支援（B 型）事業
- ・利用者の健康、余暇事業
- ・介護予防教室の開催
- ・駅前図書室の開設

- ・地域住民や団体への貸し出し
- ・地域連携事業の展開

(3) 年間計画

- ・介護予防教室
- ・図書室開室

【 社会福祉法人潤沢会 基本理念 】

豊かな自然と“結い”の心の伝統を残すこの地西和賀。ここに住みここに暮らす全ての人が、人としての誇りと尊厳を持って生きられる自然と共存した地域づくりを目指します。

【 社会福祉法人潤沢会 運営指針 】

1. 地域に開かれ、愛され、役に立つ施設を目指します。
2. 個人のプライバシーを守り、法令を遵守します。
3. 利用者がその人なりに地域で生活できるように支援します。
4. 事業経営の透明化を図り、質の高いサービス提供を目指します。

【 社会福祉法人潤沢会 職員の心得 】

1. 就業規則を守り、利用者の人権を尊重し、家族との連携を密にし、地域ぐるみの福祉の風土づくりを目指します。
2. 福祉に従事する職員としての自覚を持ち、学習を深め、処遇技術の向上に努めます。
3. 常に自分の仕事を見直し、マンネリ化に陥ることなく、新しいものにチャレンジする心を持ちます。

第二号第一様式（第二十三条第四項関係）
法人単位事業活動計算書

（自）平成29年4月1日 （至）平成30年3月31日

（単位：円）

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	就労支援事業収益	28,097,673	28,797,620	-699,947
	障害福祉サービス等事業収益	146,108,970	133,953,340	12,155,630
	経常経費寄附金収益	489,500	8,711,200	-8,221,700
	サービス活動収益計（1）	174,696,143	171,462,160	3,233,983
	人件費	103,398,098	98,886,559	4,511,539
	事業費	22,972,944	21,572,901	1,400,043
	事務費	16,133,502	16,870,021	-736,519
	就労支援事業費用	28,256,820	29,102,286	-845,466
	減価償却費	11,392,402	9,621,234	1,771,168
	国庫補助金等特別積立金取崩額	-6,432,363	-6,322,678	-109,685
サービス活動増減の部	サービス活動費用計（2）	175,721,403	169,730,323	5,991,080
	サービス活動増減差額（3）＝（1）－（2）	-1,025,260	1,731,837	-2,757,097
サービス活動外増減の部	受取利息配当金収益	3,690	15,777	-12,087
	その他のサービス活動外収益	2,035,235	2,613,729	-578,494
	サービス活動外収益計（4）	2,038,925	2,629,506	-590,581
	支払利息	304,300	219,439	84,861
	サービス活動外費用計（5）	304,300	219,439	84,861
	サービス活動外増減差額（6）＝（4）－（5）	1,734,625	2,410,067	-675,442
	経常増減差額（7）＝（3）＋（6）	709,365	4,141,904	-3,432,539
特別増減の部	施設整備等補助金収益	0	6,000,000	-6,000,000
	固定資産受贈額	0	5,177,983	-5,177,983
	固定資産売却益	0	0	0
	サービス区分間繰入金収益	0	0	0
	特別収益計（8）	0	11,177,983	-11,177,983
	固定資産売却損・処分損	0	20,765	-20,765
	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	-20,541	20,541
	国庫補助金等特別積立金積立額	0	6,000,000	-6,000,000
	サービス区分間繰入金費用	0	0	0
	特別費用計（9）	0	6,000,224	-6,000,224
繰越活動増減差額の部	特別増減差額（10）＝（8）－（9）	0	5,177,759	-5,177,759
	当期活動増減差額（11）＝（7）＋（10）	709,365	9,319,663	-8,610,298
	前期繰越活動増減差額（12）	96,029,328	73,802,665	22,226,663
	当期末繰越活動増減差額（13）＝（11）＋（12）	96,738,693	83,122,328	13,616,365
	基本金取崩額（14）	0	0	0
	その他の積立金取崩額（15）	6,588,000	14,000,000	-7,412,000
	その他の積立金積立額（16）	192,000	1,093,000	-901,000
	次期繰越活動増減差額（17）＝（13）＋（14）＋（15）－（16）	103,134,693	96,029,328	7,105,365